

横浜市記者発表概要

令和4年7月29日
教育委員会事務局
西部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所属	中学校
被処分者	教諭（男性・40代）
処分日	令和4年7月29日（金）
処分内容	戒告
監督者責任	校長・文書訓戒
概要	当該教諭は、令和3年度の夏季休業中の部活動において、生徒に対し、サッカーボールを生徒の足に蹴り当てる、給水用のウォータージャグの水を周囲の複数の生徒に向けてかける体罰を行った。 また、令和3年10月から令和4年2月にかけて、サッカー部の活動中に地面の砂を蹴って生徒の足元にかける、体育の授業中にケガをしたサッカー部の生徒に対し「ぬかるんでいるので注意しろと言ったのに聞いていないのが悪い」「ばか」といった発言をする等、不適切な言動をした。

2 西部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

西部学校教育事務所教育総務課

Tel 045-336-3732